

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 20 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

福祉課長 議案第 20 号について説明

さとう委員 現在、外国人の生活保護受給者は何人いるのか。

福祉課長 3人である。

さとう委員 外国人でマイナンバーが付番される人の条件は何か。

福祉課長 詳細はわからないが、生活保護を受給している外国人は、永住者などであり、マイナンバーが付番される条件に当てはまると考えている。

さとう委員 対象の3人は日本語が話せるのか。

福祉課長 3人とも普通に日本語を話すことができる。

田崎委員 今回の条例改正について、全国的な流れや近隣の状況はどのようなか。

福祉課長 今年の夏頃から運用テストを開始するため、遅くとも夏までには条例の整備をするように言われている。

近隣では、瀬戸市と尾張旭市がすでに対応済みで、このタイミングで対応するのは日進市と長久手市である。みよし市については、現在検討中で、次回の議会以降で対応していく予定と聞いている。

田崎委員 条例改正をしない自治体もあるのか。

福祉課長 全国的な対応は把握していないが、例えば外国人の生活保護受給者がいない自治体は、特に急いで制定する必要はない。また、改正後は、マイナンバーを使ってオンラインで資格確認を行うことになるが、条例で定めていない場合、外国人については今までどおり医療券を発行し、医療機関と紙でやりとりすることになる。自治体によってはその方法を選択することもあるかもしれない。

わたなべ委員 生活保護受給者のオンラインによる資格確認は、既に実施しているのか。

福祉課長 医療扶助のオンライン資格確認は、令和5年度末に本格実施であり、まだ実施していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 マイナンバーカードの取得は任意であり、義務ではない。また、5年の有効期限がある。個人番号の独自利用については、本人の同意が必要と考え、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 21 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 21 号について説明

さとう委員 今回、出産育児一時金を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に増額することだが、国の法改正では、42 万円から 50 万円への引き上げと聞いている。実際の支給額は 50 万円なのか。また、1 万 2,000 円の加算分とは何か。

保険医療課長 支給総額は 50 万円である。本来分と加算分があり、本来分が 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に 8 万円引き上げられ、加算分 1 万 2,000 円と合わせて、総額 42 万円から 50 万円となる。加算分 1 万 2,000 円は、分娩に関連して重い障がいを負った子供とその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度の保険料分である。今回、加算分についての料金改定はない。

さとう委員 厚生労働省の出産費用に関する令和 3 年度の調査で、東京都で 56 万円ぐらい、鳥取県が一番安くて 35 万円ぐらいという結果が出ているが、愛知県や長久手市で出産する場合のおおよその費用は把握しているか。50 万円で賄えるのか。

保険医療課長 自由診療なので医療機関によって多少金額は異なってくるが、支払い状況を見ると、通常分娩だと 42 万円を超えるケースが多いように感じる。出産育児一時金を 50 万円に引き上げても、場合によっては賄えない人も出てくると思う。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 22 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 22 号について説明

わたなべ委員 県が提示する税率等に基づき、国民健康保険税が毎年のように上がっているが、愛知県国保運営方針連携会議に長久手市は出席しているか。

保険医療課 県内の代表市町が参加しており、長久手市は構成員ではない。

さとう委員 国民健康保険事業が県単位に変わった平成 30 年度から、5 年間かけて県が示す税率まで段階的に引き上げていくということであったが、5 年経ってもなお、1 人当たり 7,700 円も増額している。今後もどんどん上がり続けるのか。

保険医療課長 当初は平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画だったが、新型コロナの関係もあり、1 年延ばして令和 5 年度までの 6 年間の計画とした。令和 5 年度で目標には達する予定だが、県から示される納付金の金額や被保険者の状況等を見て、その後もその年々で税率を改正するか検討していくことになる。

さとう委員 今後は今までのような大幅な増額にはならないということか。

保険医療課長 本市の税率が県の示す税率に追いついてきたため、今後は今までほどの増額はないと考える。

田崎委員 そもそも愛知県が算定している標準保険料率も上がっているが、あわせて税率を上げていくのか、市民のために税率を抑えようという考えがあるのか。

保険医療課長 まず、県から提示された納付金額は必ず支払う必要があるため、その財源確保のために税率を上げた。それとは別に、収納率や保健指導の成果等、努力することで加算される交付金もあるので、そちらの取組にも今まで以上に力を入れていきたい。また、基金はあまり保有していないが、場合によっては基金も使いながら、保険税の上昇率を抑えられるようにしたいと

考えている。

田崎委員 今、基金という言葉が出たが、保険税が大幅に上がり続けていることに対し、安定化させるための手法を長久手市全体として検討しているのか。財源も含めて、今後、長久手市はどのように進めていく考えか。

保険医療課長 医療費の増加も税率が上がる要因となるため、療養給付費や療養費等の支出を抑えられるよう、保健事業に力を入れていくことも大事だと考えている。

基金については、現在、1億円程度しか保有していない。県の交付金が想定より少ない場合もあるため、次年度分が不足しないよう最低限は保有しつつ、可能な限り基金の取り崩しも考えていく。

わたなべ委員 一般会計から基金を積み立てることはあるか。

保険医療課長 国保特別会計だけで成り立っているため、一般会計から基金を積み立てることはない。

青山委員 国民健康保険税の納税者は長久手市民の何割ぐらいいるのか。

保険医療課長 令和4年度の本算定時点での被保険者数は、8,670人である。本市の人口が6万2,000人ぐらいなので、市民の約12パーセントが国民健康保険の加入者である。

さとう委員 先ほど国民健康保険税を上げないためには、医療費を抑えることが必要との答弁であったが、医療費が増加傾向であれば、保険税も増加し続けることになると思うが、1人当たりの医療費の推移はどのようなか。

国保年金係長 保険給付費の推移について、令和2年度に新型コロナの影響で受診控えがあった関係で、令和3年度は大幅な増加となっている。令和4年度については、今のところ前年度比2.9パーセント程度の増加となっており、長期的に見ると、単年度増加率は約3パーセントから4パーセント程度で推移している。これは全国的に見ても同じ状況であり、今後も自然増として3パーセント程度の増加が見込まれると考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 国民健康保険の加入者は、無職の人や年金生活者など、経済的にあまりゆとりのない人が多くを占めている。毎年保険税が上がり、生活が余計に困窮してしまう。昨今の物価高騰による負担も大きいいため、保険税を上げないようお願いして、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 24 号 長久手市立長久手給食センター設置条例の一部を改正する条例について

給食センター所長

議案第 24 号について説明

わたなべ委員 給食センターは、条文にある所長その他必要な職員が何人いるのか。

給食センター所長

所長を含め、事務職員、栄養士、栄養教諭の約 10 人である。

わたなべ委員 約 10 人の職員の中には、会計年度任用職員も含まれているのか。

給食センター所長

事務職員 1 人、栄養士 2 人が会計年度任用職員である。

田崎委員 今回、字句の整理に伴う改正とのことだが、現状の人員配置と合わないから変更するのであれば、詳細な説明をしていただきたい。

給食センター所長

令和 3 年度まで正規職員の調理員とボイラー関係の技術職員が配置されていたが、令和 4 年度から給食調理などがすべて民間委託となったため、現行の体制に合わせた条文に変更するものである。

田崎委員 このタイミングでの改正は適正だったのか。

給食センター所長

これまでは民間委託したものがこの条例から外れるという解釈がされてこなかった。令和 4 年度から完全に民間委託となり、市の正規職員の配置について明記していることをはっきりさせる必要があると判断したのが令和 4 年度になってからであったため、このタイミングでの改正は適正だと考える。

さとう委員 配送業務はかなり前から委託になっているが、自動車運転手についてはどうか。

給食センター所長

自動車運転手についても、配送業務が委託になったタイミングで改正されなかった理由は、先ほどの答弁のとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 10 時 22 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 5 年 2 月 28 日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし